

▶補助金申請時の提出書類

●あらかじめ④～⑧の書類をご用意ください。

①補助金交付申請書（別記第1号様式）

注）①補助金交付申請書（別記第1号様式）については、事前相談・交付申請時にお渡しします。

注）申請等の捺印には、法人代表者印（法人の場合）、又は個人実印（個人事業者の場合）が必要です。

②計画書 注）区が指定する中小企業診断士が訪問し、作成等を支援します。

③収支予算書 注）同上

④事業開始年月のわかるもの（例：登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）又は開業届の写し）

⑤《法人の場合》資本の額及び出資の総額がわかるもの

（例：登記事項証明書（発行から3か月以内のもの）の写し）

⑥従業員人数のわかるもの

（例：税務署に提出した直近の法人事業概況説明書又は所得税青色申告決算書、収支内訳書の写し）

⑦設備投資等の概要と金額がわかるもの（見積書とカタログの写し）

注）補助対象経費（税抜の合計金額）が40万円以上となる場合は、それぞれの設備に対して2社以上の見積書の写しが必要です。

注）最も低い金額の見積依頼先から購入することが要件となります。

⑧《法人の場合》直近事業年度分の法人住民税の納税証明書の写し

《個人事業者の場合》令和6年度（令和5年分）個人住民税の納税証明書の写し

注）荒川区外にお住まいの個人事業者は、荒川区個人住民税(事業所課税分)の納税証明書、非課税証明書
の写しも必要です。

▶補助金受給後の留意事項

●設備等の処分の制限、5年間にわたる状況報告及び収益の納付について

補助対象経費	設備等を処分する場合 （廃棄・譲渡・目的外使用等）	設備等の処分に伴う 補助金の返還	設備等の導入により生じた 収益の納付
100万円未満 （税抜）の場合	○補助金を受給した翌年度から3年間は、区の事前承認がないと処分ができません。 ※「財産処分等承認申請書」の提出が必要です。	○補助金を受給した翌年度から3年間は、処分に伴う収入額（売却額）に補助率を掛けた金額を区に返還する必要があります。 ※補助額が上限となります。	○不要です。
100万円以上 （税抜）の場合	○設備等の減価償却期間内は、区と都の事前承認がないと処分ができません。 ※同上	○設備等の減価償却期間内は、処分に伴う収入がない場合でも、減価償却の残存期間に応じた指定の計算式に基づいた金額を区に返還する必要があります。 ※同上	○補助金を受給した翌年度から5年間は、生じた収益の一部を区に納付する必要があります。また、収益の有無を確認するため、毎会計年度終了後に「企業化状況報告書」の提出が必要です。

最新の情報はこちらをご覧ください →

荒川区産業経済部産業振興課商業振興係

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 区役所本庁舎6階
電話：03-3802-3111（内線468） FAX：03-3803-2333

問合せ
・
申込先



令和7年度

荒川区商業・サービス業 事業継続力強化 支援事業補助金

商業・サービス業の中小企業者の皆様が、社会構造の
変革や市場環境の変化に対応するために行う販売活動、
役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備等
の導入やマーケティング活動を後押しします！

※詳しくは中面をご覧ください。

● 設備・備品・ITツールの導入経費及びマーケティング活動 に要する経費の一部を補助

補助率4分の1（特例区分の場合2分の1）、補助額（上限）100万円

● 中小企業診断士による経営アドバイス

設備等導入後の成長戦略を中小企業診断士が提案します

● 区の融資制度との併用も可能

円滑な資金調達を後押しします

▶補助対象期間

令和8年(2026年)3月末までに設備等の導入等及び支払が完了するものが対象です。

※設備等を導入する約3週間前までに、**事前の申請**が必要です。

※申請期限 令和8年(2026年)2月16日(月曜)まで

※交付決定の前に設備の導入等や支払が完了している場合は、補助対象外となります。

※クレジットカード(法人又は個人事業主本人名義のもののみ対象)で支払う場合は、令和8年3月末までにお支払口座から、カード利用代金が引き落とされているもののみ対象となります。

※ギフト券・商品券・金券での支払やポイントとの引き換え分は、補助対象外となります。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

▶補助対象者(以下の全ての条件を満たす者)

- ☐ 商業・サービス業の中小企業者(中小企業基本法第2条第2項から第4項までに規定する中小企業者)
- ☐ 荒川区内に本社(法人は登記上の本店、個人事業者は主たる事業所)を有することとなった日から起算して
1年以上区内で継続して事業を営み、かつ、引き続き区内で継続して事業を営む意向のある者
- ☐ 大企業が経営に実質的に参画していない者
- ☐ 荒川区暴力団排除条例に規定する者がその経営に関与しない者
- ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を営む者でない者
- ☐ 法人は申告の完了した直近事業年度分の法人住民税を、個人事業者は前年度分の個人住民税を滞納していない者

○対象となるもの

補助事業	補助率	補助上限額	具体例（目的・内容）		
（通常区分） ※補助対象経費5万円以上 社会構造の変革又は市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備、備品及びITツールの導入、マーケティング活動	1/4	補助額の上限は100万円	社会構造の変革	デジタル化・技術革新	POSレジシステム、業務用ソフト、システム開発
				脱炭素・環境負荷軽減	LED照明取付工事、業務用省エネルギー冷蔵庫等
				少子高齢化	店舗内のバリアフリー工事等
				防災・減災	転倒防止機能付きの陳列棚、非常用電源装置等
				安全・安心	店舗内に設置する防犯カメラ、空気清浄機等
				法律・税制改正	会計システム等
			市場環境の変化	新規参入・競争激化	店舗の内装工事、看板設置、店舗正面の外観やファサードの改修、食器洗浄機、券売機、配膳ロボット等の生産性向上につながる設備、販売促進用のチラシ・ポスター・ホームページ制作、インターネット広告、SNSに係る経費等のマーケティング活動
				顧客ニーズの変化	既存設備の充実・改修に係る経費
				代替商品への対応	製菓用金型等の独自性のある商品・サービス提供に係る設備等



×対象とならないもの

（特例区分）	
上記の補助事業の内、安定した経営及び業績改善等を目的に実施する、 「新たな商品・サービスの開発」又は「販路開拓」 に該当する場合には、補助率を 1/2 とする。 （補助額の上限は100万円）	例示 ○「新たな商品・サービスの開発」の例 ●飲食店がテイクアウトや移動販売等を開始する場合（内装工事費、冷蔵庫等設備導入費、移動販売用車両の整備費等） ●試作品の製作、成分分析を行う場合（専門事業者への委託費等） ●新店舗を開店する場合（改修費、設備導入費、マーケティング活動費等） ※単なる移転に係る経費は除く ●理美容店で脱毛等の新サービスや、生花店でフラワーアレンジメント教室を開始する場合（内装工事費、設備導入費等） ○「販路開拓」の例 ●小売業・卸売業が新たにインターネット販売を開始する場合（ECサイトの構築費、マーケティング活動費等） ●キャッシュレス決済を導入する場合（設備導入費等）

具体例	
上記の補助事業の内容に該当しないもの、 補助事業以外に使用され、汎用性の高いもの	事務用品、機器（複写機、パソコン、タブレット、ルーター、カメラ、スマートフォン、モニター、プリンター等の周辺機器、電話、事務用の机・椅子等）
	車両（営業車、オートバイ、自転車等）
	建築物・構築物（建物、倉庫、天井、建物全体の外壁塗装等）
	消耗品（調味料、衛生用品、文房具、照明器具のランプ等の消耗品）
	IT関係（インターネットやサーバーの維持・管理費、ソフトウェアの更新費、保証料）

補助金申請・交付手続きの流れ



- 【申請について】
1 会計年度につき、通常区分・特例区分それぞれ1回ご利用いただけます。ただし、区内に本社を有する事業者から設備を購入する場合についてそれぞれの区分で2回目の申請が可能となります。
※全ての申請を合わせて100万円までとなります。
- 【中小企業診断士による経営アドバイス】
設備等の導入に関する内容審査及び実効性を高めるため、申請後に区が指定する中小企業診断士による経営アドバイスを受ける必要があります。

●注意事項

- (1) 交付決定の前に設備等の導入・支払が完了しているものは対象となりません。
必ず交付決定を受けた後に設備等の導入を開始してください。
- (2) 令和8年(2026年)3月末までに設備購入・設置が完了するものが対象です。